

京都エシカル消費推進ネットワーク規約

(名 称)

第1条 本会は、京都エシカル消費推進ネットワーク(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、京都府内の消費者団体、事業者団体をはじめとする関係団体、行政関係機関等がネットワーク組織を結成し、相互の連携を図りながら、地球環境の保全などのグローバルな課題とともに、京都ならではの伝統・文化に裏打ちされた商品の消費等による地域の活性化といった幅広い観点から、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及を図ることにより、公正で持続可能な社会の実現のための環境を醸成することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- (1) エシカル商品・消費等に係る情報収集・提供活動
- (2) エシカル商品・消費に係る普及・啓発活動
- (3) エシカル商品・消費等に係る情報交換・活動支援
- (4) エシカル商品・消費等に係る調査・研究活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会の会員は、京都府内を活動範囲とする消費者団体、事業者団体をはじめとする関係団体、行政関係機関等のうち、第2条に定める目的に賛同し、第3条に定める活動に参画できる団体とする。

(入 会)

第5条 本会に入会しようとする団体は、別記1による参加申込書を京都府文化生活部消費生活安全センター長に提出するものとする。

(退 会)

第6条 本会を退会しようとする団体は、別記2による退会届を京都府文化生活部消費生活安全センター長に提出するものとする。

(会費等)

第7条 本会の会費は無料とする。ただし、本会の活動に参画するために必要な経費は会員の負担とする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、京都府文化生活部消費生活安全センター長が別に定める。

附 則

(施行期日) この規約は、平成29年10月6日から施行する。

(施行期日) この規約は、平成31年4月5日から施行する。

(施行期日) この規約は、令和5年4月3日から施行する。

【別記 1】

年 月 日

京都府消費生活安全センター長 様

京都エシカル消費推進ネットワーク参加申込書

貴団体名	
代表者 (役職・氏名)	
連絡先	
御担当者名 (役職・氏名)	
住 所	
電 話 F A X	
E - mail	
備 考	

(送信先)

京都府消費生活安全センター 企画・啓発係 あて

F A X : 0 7 5 - 6 7 1 - 0 0 1 6

E-mail : kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

【別記 2】

年 月 日

京都府消費生活安全センター長 様

京都エシカル消費推進ネットワーク退会申出書

貴団体名	
代表者 (役職・氏名)	
退会理由	
連絡先	
御担当者名 (役職・氏名)	
住 所	
電 話 F A X	
E - m a i l	

(送信先)

京都府消費生活安全センター 企画・啓発係 あて

F A X : 0 7 5 - 6 7 1 - 0 0 1 6

E-mail : kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp